

## ヨーロッパのファミリー・デイ・ケア —EC保育ネットワーク報告書による問題提起と勧告—

福川須美

Family Day Care in Europe

Sumi FUKUKAWA

### はじめに——最近の保育行政の動向と家庭的保育

EC保育ネットワークによるヨーロッパのファミリー・デイ・ケアに関する調査報告については本学研究紀要第30号で紹介し、序論と概要の章を訳出した。<sup>#1)</sup>報告書はそれに統いて各国別の状況を述べ、さらにファミリー・デイ・ケアという保育形態について、いくつかの重要な問題を提起し、議論を展開した後で、結論と勧告を述べている。<sup>#2)</sup>序論にも記してあるが、結論と勧告に盛られた見解は必ずしもEC保育ネットワークやECのものではなく、報告書の執筆責任者であるマーネ・カールソンの見解を反映しているといふ。

報告書はファミリー・デイ・ケアが各国で非常に異なる道をたどって発展してきたにもかかわらず大体共通している点は、保育施設と家庭養育の谷間に隠れた存在として見落とされてきたことであると言っている。この点はわが国も同様であり洋の東西を問わず共通した状況であることは興味深い。もちろん報告書の提起する問題はわが国のファミリー・デイ・ケアにとって共通の面もあるが、状況の異なる面もある。各国別の状況の紹介は紙幅の関係上他の機会に譲り、本稿では報告書の提起する問題とそれをめぐる論議そして最後の結論と勧告についてわが国にとっての意義を考えながら訳出したい。

さて周知のように現在わが国では公私立の認可保育所が全国に2万2千か所以上設置され、160万人以上の乳幼児が保育されている。国家的なレベルで保育所の最低基準が法定され、保障内容に不充分さはあるが、まがりなりにも保育の公的保障が確立しているわが国にとっては認可保育所における保育を充実させていくことが先ず第一であることはいうまで

もないだろう。しかし多様な保育需要は認可保育所のみではカバーできず、さまざまな認可外保育施設が存在していることも事実である。ファミリー・デイ・ケア＝家庭的保育制度も現状では少数の自治体にわずかに存在するに過ぎないが、産休明けからの乳児保育要求に応え、少人数で個別的配慮の行き届く柔軟な保育形態として注目されている。

児童福祉法施行50周年に当たる1997年、法改正が行われ、98年4月から新しい児童福祉法が施行されるが、法改正の論議のなかで、認可外保育施設の取扱いについても議論があった。発表された議事録等によれば、児童福祉法第24条ただし書き（改正法では24条1項ただし書き）の「適切な保護」の内容として厚生省の横田局長は国会答弁のなかで「本来の認可保育所に受け入れができない場合において、市町村の裁量に応じましていろいろな措置が講じられるということでございますが、その中には、ご指摘のように、保育ママ、保育室あるいは僻地保育所の活用、里親等が入ってまいります。ただ、私どもといたしましては、こういったただし書きによって措置を講じられることによりまして、市町村が保育に対する保育サービスの提供義務を免れるというのは適切ではないのではないか、あくまでも今回の改正の趣旨を踏まえまして、市町村は従来にも増して、保育所の定員の増加なり弾力化、あるいはさまざまな手段でできる限り認可保育所でのサービスの提供に努めていく義務があるのではないかというふうに考えております。」と述べており、保育の公的責任を改めて確認しているといえよう。<sup>#3)</sup>

しかし「適切な保護」を市町村にまかせる姿勢は従来と変わらない。従って家庭的保育制度も自治体

の補助事業の位置にとどまらざるを得ないが、「適切な保護」を必要とする「保育に欠ける」子どもたちが、少なくとも認可保育所に劣らない水準の保育を受けることができるよう、また保育者や親の当然の権利が守られるように管理指導する市町村の責任は重く、国にも「適切な保護」を市町村まかせにせず分担するよう働きかける必要がある。

わが国では、認可保育所は公的認知、公的保障の点では認可外保育施設を圧倒しており、ECの報告書が提起しているような保育所とファミリー・デイ・ケアとを同列に並べての比較研究という視点は生まれ憎かったのではないだろうか。

しかしながらエンゼル・プラン以降、地域のあらゆる保育資源の活用という点から認可外施設の果たしている役割が見直され、1996年12月の中央児童福祉審議会基本問題部会中間答申には「保育所に加え、保育所以外の施設、ベビーシッターサービス、家庭的保育（保育ママ）、子育てサークルなどについても、サービス内容の質に留意しつつ、地域の保育資源として位置づけ、その活用が図られるようにすべきである。」という文言がある。この様な情勢のなかで家庭的保育についての関心もあってなく高まり、認可保育所、家庭的保育、ベビーシッターの位置づけについての当事者意識を尋ねた保育ネットワーク構築に関する研究も行なわれた。その結果によれば保育所関係者は家庭保育やベビーシッターに対して「同じ保育者として共に保育を担う」「保育所の果たせない役割を持つことが重要」「個別的配慮が行き届いている」「公的助成や補助は望ましい」等のプラス評価と同時に「専門性や資格が確立されていない」「個別的保育の密室性の弊害がある」「営利事業として行うことに対する抵抗あり」「保育所より劣る」等のマイナス面も指摘している。<sup>注4)</sup>

いずれにしてもECの報告書が最初に提起しているような子どもの発達や親の満足度などと関連させた比較研究はほとんど行われていないと言えよう。その点でヨーロッパ各国の調査研究の紹介と考察は興味深い。また、職業的条件の吟味や専門職として確立可能かという問題が、親・子ども・保育者の各々の立場から基本的に考察されていて、わが国の家庭的保育を考える上で大いに参考になる。

## 1. 報告書の提起する問題点

報告書は以下の3つの問題を提起して議論を展開している。

- (1)施設型保育とファミリー・デイ・ケアとでは、どちらかが優れているのか？
- (2)自由か安全保障か——ファミリー・デイ・ケアにとって、組織的に雇用されるか自営業か、どちらがその職業的条件として適切か。
- (3)ファミリー・デイ・ケアを専門的職業として確立することは可能で望ましいことか。

最初の問題提起は、すばり「保育施設かファミリー・デイ・ケアか、どちらが子どもにとって最上のケアか」である。結論は「いずれにしろ保育者との間に安定した関係が築かれる機会と良好な保育という条件があれば、ファミリー・デイ・ケアも保育施設も子どもたちにはどちらも害はない」であり「ファミリー・デイ・ケアも保育施設も両方の普及率が高い国では、ファミリー・デイ・ケアに非常に満足している両親の割合も高い…そのような状況ではじめて、両親はどちらが子どもに必要なタイプのケアかを現実に選択できるし、次善の策としか思わないタイプを受け入れることは少ないだろう。さらにこのような国ではファミリー・デイ・ケアラーは一般に自治体の雇用者であり、ファミリー・デイ・ケアラーも両親も利用できる援助システムが存在する。」としている。そして親がどちらを選択し、どのように満足するか、それはなぜか、さらにそのような選択の背後にあるイデオロギーについても報告書は言及している。以下、問題提起(1)の部分を訳出する。

### (1) 施設型保育かファミリー・デイ・ケアか

「子どもにとって何がベストか——家庭で世話をされるべきか、施設か、ファミリー・デイ・ケアか？」このことはよく問題になり、活発な議論になることがある。アメリカの調査研究は多いがヨーロッパの個々の国々にその調査結果をそのまま当てはめるこことは危険である。状況が違いすぎるからである。多くの国で統計も調査情報もないのに、両親が留守の間子どもを誰が世話すべきか、どんな条件で世話されるべきかを知ることは不可能ではないとしても大変難しい。

ベルギーのルーベン・カソリック大学のハンス・ヴァン・クロムブルック (Hans van Crombrugge

1990) は、家庭養育、ファミリー・デイ・ケア、保育施設の幼児に与える影響についての比較研究を紹介しているが、調査結果は様々で、ときには正反対だったりする。一般的には保育施設のほうが知的発達の促進にすぐれ、ファミリー・デイ・ケアは、情緒的、健康的発達に優れているようである。

スウェーデンでは10年以上の長期間、ある子どもたちのグループを追跡し、異なるタイプの条件がどのように影響していくかを知るための研究が行われた。(Andersson & Gunnarsson 1990) 結果は家庭養育の子どもより、ファミリー・デイ・ケアや保育施設で早くから(零歳時から)世話をされた子どもたちの方が知的発達が良好のようだという。

イギリスでも幼児期から両親以外の世話を受けた子どもたちの長期の追跡調査の結論は、3歳の時点で、ファミリー・デイ・ケアを利用した子どもたちは、他のタイプや家庭の両親による世話を受けた子どもたちと同等の発達をしたとのことだった。

(Hennessy et al., 1992)

多分、唯一の一般的結論は、いずれにしろ保育者(達)との間に安定した関係が築かれる機会と良好な質の保育というサービス条件があれば、ファミリー・デイ・ケアも保育施設も子どもたちにはどちらも害はないということだ。

しかしながら、ファミリー・デイ・ケアと保育施設は、本来的には異なっているので子どもたちには違うタイプの経験をさせることになるかもしれない。多くは両親が自分の子どもたちにはどちらが最も良い経験とするかによって決まる。どんな親がファミリー・デイ・ケアを高く評価し、子どもたちに必要と考え、どのように満足するかという問い合わせても、ヨーロッパの調査研究は比較的少ない。

フィンランドでは幼児のためのサービス体系の質的改善のために、社会福祉局の財源による国家的研究が行われた。(Huttunen & Tamminen 1989) 全国からサンプルとして選ばれた保育施設とファミリー・デイ・ケアに子どもを預ける両親が、それぞれ子どもが参加するサービスの様々な場面、例えば課題活動や遊び、自由遊び、基本的ケア(食事、睡眠など)、規則や個別の処遇について評価した。結果は全般的にいって両親が大変満足していることを示している。保育施設に預けている両親は課題活動により満足しており、ファミリー・デイ・ケアに預けて

いる両親はその他すべての面に満足している。著者達の結論は以下のとおりである。

『両親の満足感の背後にある要因は2つのタイプのデイ・ケア、保育所とファミリー・デイ・ケアとははっきり性格の違うものとみなされていることを示している。教育的目的の重要性についての両親と保育所保育者の見解は、保育所とファミリー・デイ・ケアの教育にはそれぞれ異なる期待と目標が存在することを明確に表明している。』

ハンブルクにおいて行われた研究ではファミリー・デイ・ケアに子どもを預ける母親とファミリー・デイ・ケアの保育従事者(訳注:以下、原文のfdcまたは複数形fdcsのままとする)の意見を比較している。(Krauss & Zauter 1993) 3人中2人の母親は世話に非常にまたはかなり満足している。母親の満足感にとって最も重要なのは子どもがよく適応し、fdcが好きで、喜んで彼女のところに行くことである。母親によるfdcに対する否定的意見に影響する要因のなかでは保育所が無いことであり、別の言い方をすれば、その時はファミリー・デイ・ケアは好んで選んだのではなく唯一利用可能だっただけということである。

イギリスの研究はファミリー・デイ・ケアの職業訓練の影響に最も関心を払っており、fdcsと母親へのインタビューを含んでいる。(Ferri 1992) 3分の2の母親は与えられた世話に満足していた。研究は母親とfdcsの関係に興味深い考察を行い、著者は『複雑にこみいって傷つき易い』関係と述べている。

『チャイルドマインダーと両親にとって複雑な点は、金銭的契約的関係にともなう形式ばった関係と同時に子どもを世話するということにとって必須の、個人的で親密な信頼関係を必要とするという矛盾にある。』(p.142)

デンマークでは全国的な大規模な調査として、ファミリー・デイ・ケアに預ける両親と地方自治体の雇用するファミリー・デイ・ケアに預ける両親の両方に郵送法の調査が行われた。(Bertelsen 1992) その結果ほとんど全ての両親(92%)がファミリー・デイ・ケアは3歳未満の子どもにとって最も良いケアと感じており、年上の子どもには保育所が良いと感じている(90%)ことがわかった。両親はその子どもたちのファミリー・デイ・ケアの家庭の状態に大変満足していた。90%以上がfdcに肯定的で彼女が

よく働くと感じていた。80-90%はファミリー・デイ・ケアの家庭は満足できる設備が整っており、子どもたちは充分に外遊びを楽しみ、通常両親は昼間の出来事によく知らされていると思っている。70-80%は日中、子どもたちは充分活動し、fdcsが教育的知識に欠けているとは全く感じていない。しかし5分の一の両親は組織的な体制のスーパーバイザーからの援助を必要とするかなり深刻な問題を経験したことがあり、同じく5分の一はfdcsが病気の時に困ったことがあった。

fdcsと両親との間には子どもにとって何が重要かについての高水準の合意があった。最高優先順位は子どもの社会化に置かれていた。子どもたちが自分自身の行動を選ぶ可能性も同様に強調されていた。両親とケアラーとの関係は両親の方がfdcsよりも連絡が容易と考えていた。fdcsがとくに議論が困難を感じたこと、そして最も意見が分かれたことは、両親に子どもを連れて帰る時間を守ってもらうこと、子どもが悪さをしたときどう対応するかに関わることがらであった。

スウェーデンにはいろいろな地方自治体が行った小規模な調査が沢山ある。公的サービスに子どもを預ける両親にさまざまなタイプのサービス条件についてどう感じているかを尋ねている。すべての調査は似た結果を示している。ほとんどすべての両親が満足しているが、ファミリー・デイ・ケアに子どものいる両親は他に比べていくぶん満足度が高い。とくに子どもとケアラーとの関係に関してと、両親が子どもの世話を影響を与える可能性が高い点に関してである。一般にファミリー・デイ・ケアを利用する両親は、こんなに素晴らしいケアラーに出会ったのは幸運だったとかこれらの満足感を説明するように思われ、保育所利用の両親は保育所のケアは子どもにとって良いと述べる。

最近の調査は、ファミリー・デイ・ケアを欲するストックホルムの両親にインタビューしている。(Karlsson 1994) 幼児に対するサービスの供給は需要を超えており、これはファミリー・デイ・ケアを利用する両親は積極的にそれを選択していることを意味する。これらの親の多くは個人的には保育所の経験があるが自分の子どもには避けたのであった。これらの両親は、とりわけ少人数の子どもがひとりのケアラーと過ごすことの重要性を強調し、それぞ

れの子どもに個別的な配慮を与える事ができ、子どもたちに過剰な刺激をせずに、家庭での日常的な活動のなかに子どもを参加させることができるとする。またこれらの親たちの大多数はもしできればできるだけ長く子どもたちと家庭で過ごすことを好むだろう。しかしそれができなければ、ファミリー・デイ・ケアが最善の解決法とみなすだろう。

両親対象の調査はあまりないが、ファミリー・デイ・ケアも保育施設も両方の普及率が高い国では、ファミリー・デイ・ケアに非常に満足している両親の割合も高いという興味深い傾向があらわれている。そのような状況下ではじめて、両親はどちらが子どもに必要なタイプのケアかを現実に選択できるし、次善の策としか思わないタイプを受け入れることは少ないだろう。さらにこのような国々ではfdcsは一般に地方自治体の雇用者であり、fdcsも両親も利用できる援助システムが存在する。

調査研究からは特に3歳未満児の保育については両親のあいだにファミリー・デイ・ケアを選ぶか保育施設を選ぶかの異なる傾向があることを指摘できる。スウェーデンやその他の国では、調査によると労働者階級の家庭はファミリー・デイ・ケア（あるいは他の個人的なケア、例えば親族によるケア）を選ぶ傾向があり、中産階級の両親は施設型のケアを好む傾向があるという。これは価値観の違いを反映していると思われ、また、スウェーデンの研究者・スヴェン ペルソン (Sven Persson) のいう政治的逆説を思い起こさせる。すなわち、主として社会民主党に投票する労働者階級の親たちは子どもと家庭にいたいと欲し、保守党に投票する中産階級の親たちは保育施設という、むしろ左派の政策線上の形態を好むわけである。

このような政治的な考察は施設型のケアとファミリー・デイ・ケアの相対的なメリット論争の基底には強力なイデオロギーが横たわっていることを想起させる。ジューン・ポラード (June Pollard 1993) というカナダの研究者は政治的イデオロギーの差異が一般的な両親以外のケアと特にファミリー・デイ・ケアに対する態度にどの様な違いをもたらすかに関心をもって、多くの国の調査を行った。

さまざまな態度は対立する二極にまとめることができる。一方は自由主義者／自由競争／伝統的な家族觀を持ち、保守派／自由派と名付けられ、他方は

平等／社会民主主義／相互依存的見解に示されている「社会主義派」である。

保守派は個人の自己決定の権利と公的権威の影響力制限を強調し、多くの選択肢を認める多元主義を価値あるものとする。市場原理が優先し、消費者による消費、ボランタリーな組織が重要な役割を演じるべきである。すなわち親が子どもを育てる責任を全面的に負うと考える保守的イデオロギーでは、公的な財源による対策は、救済を必要とする家庭のためにのみ用意されるべきということになる。母親が自分で子どもを育てるべきであるとされ、それが出来ないときにはファミリー・ディ・ケアが最善の解決策である。それは公的権威によって規制された場合は崩壊するかもしれない地方の草の根的なネットワークの一部と見ることさえできるだろう。保育施設はとくに幼児にとって施設収容という破滅的な形態とみなされている。

社会主義的見解は子どもたちに対して特に公的な責任を強調する。それゆえ地方であれ国であれ、官庁はサービスを供給すべきであり、チャイルドケアを必要とする人々みんなが利用できるための費用を補助すべきであるとする。

幼児に対するサービスは、また、2つの違った視点から考察できる。まずは女性が労働市場に参加する手段であり、男性と女性に同等の機会を与える。あるいはそれらは集団的に子どもを育成することを通じて社会を変革する手段にもなりうる。前者の視点からすれば、保育施設建設より普通は安上がりにできるのでファミリー・ディ・ケアは費用を節約できるサービス形態になる。保育施設が一層普及すれば、ファミリー・ディ・ケアは小規模な高度に専門化したチャイルドケアの形態として、例えば特別の配慮を必要とする子どものためのものとして存続しうるか、あるいは官庁の強い介入をともなうけれども両親の実際上の選択肢として、全体系に組み込まれた一部分と見なされるかもしれない。もしも幼児に対するサービスが社会変革の方法とみなされるならば、ファミリー・ディ・ケアの出る幕はない。逆にそれは伝統的な役割を保持するよう強制する女性搾取とみなされるだろう。

以上の分析は様々な国においてファミリー・ディ・ケアが非常に異なった発展をしてきたことを興味ふかく説明してくれる。全体としてひとつのコ

スを一直線に発達してきた国はほとんどない。しかし大体の傾向は認識できる。それはなぜファミリー・ディ・ケアに熱心に投資してきた国がこんなに少ないかを理解する道をも提供している。多くの国では、母親にフルタイムで子どもの世話をさせたい人々とすべての子どもに保育施設をと切望する人々との間の争いが続いてきた。どちらの側もファミリー・ディ・ケアが長い間しばしば身近に存在し、多くの子どもたちに提供されてきたにもかかわらず、ファミリー・ディ・ケア・サービスを正当に評価するという考えを尊重もせず、支持もしていないのである。」

## (2) 自由か安全保障か

第二の問題提起は「自由か安全保障か」である。このなかではわが国のファミリー・ディ・ケアにとっても考えなければならない多くの問題が議論されている。わが国の家庭的保育制度においては保育者は一応自治体に登録され、資格・施設条件や受託児数、保育時間(労働時間)、保育内容(給食の是非など)、保育料など様々な指導監督を受けている。しかし従業上の地位は、自治体の雇用者でもなく、ある時はボランティア、ある時は自営業のように見なされ、非常に曖昧な地位にある。

報告は自営業として独立したfdcsは自由ではあるが、自分ですべてを解決しなければならない重荷と不安を内包しており、保険や年金等も自分で対処するしかない現実を示している。そしてfdcsの自由は親には不安の材料であり、完全な私的システムは結局親の経済的格差によって子どもの受ける保育の質が決まるという不平等を生む危険性を指摘している。自由は制限されるかもしれないが、fdcsの登録制や組織化は必要不可欠といえるだろう。報告が指摘する点に照らすとわが国における自治体の補助事業としての家庭的保育制度は、とくに保育者の社会保障や社会的諸権利の分野および職業訓練やスーパービジョンの面で立ち遅れているといえる。次に第二の問題提起に関する部分を訳出する。

「ベルギーとスウェーデンにおけるIFDCO(インターナショナル・ファミリー・ディ・ケア・オーガニゼーション)の会議ではfdcsの雇用状況についての活発な議論が展開された。ファミリー・ディ・ケア

は非常に多様な方式の組織化が可能であり、従ってfdcsは多様な雇用状況に置かれるだろうし、各々はfdcsの自由と安全に影響を及ぼす。多くの人々には、北欧のfdcsは地方自治体に雇用され、他の雇用者と同等の社会的権利を持つという理想的な状況にあるように見える。しかし、彼女たちには高度の安全保障がある一方、多くの自営業fdcsにとっては非常にうるさいと思われる一定の管理や規制に従わねばならない。

自営業の独立したfdcsは非常に自由である。彼女らは世話をしたい子どもを自由に選択できるし、気に入らない家族を断ることもできるだろう。つまり、法律の範囲内ではあるが受託したい子どもの人数を決定でき、一日または一週に何時間働きたいかを決定でき、料金をいくらにするか決定できるのである。これらのすべては彼女の地域の需要と供給の状況によって自然に決まる。しかし、自営fdcsにとってのこの自由の代償は安全性の欠如である。彼女らは直接親たちと交渉しなければならず、親たちが支払わなければ現金収入なしの状態になる危険を冒す。多くの自営fdcsは親が支払えなかった場合、親が支払うまでは二度と子どもを置いていかないようにと伝えねばならない恐れ——その他、子どもを預かったものの、親が支払える可能性は殆ど無いことを知ったり——というような状況を経験している。自営のfdcsは子どもが休んだ時は親に支払ってもらうことができるかも知れないが、しかしこれもまた非常に難問である。病気有給休業、祭日休業の確保、あるいは年金の保障の為には自営のfdcsは自分自身で段取りしなければならない。保険やあらゆる種類の必要な備品を用意しなければならない。

登録あるいは認可されたfdcsはその自治体からなんらかの援助を受けられるだろうが、しかし彼女等はまた、ある種の制限や監査を受け入れねばならず、その独立性をいくぶんか失うであろう。

なんらかのセンターに所属している自営的ケアラーニーたちは、そのセンターから報酬を受け取るだろう。センターはまた親からの支払いについても処理している。このような取決めはfdcsに一定程度の経済的安全をもたらす、しかしながらそれはfdcが親と交渉できないことを意味する。例えば経験があり人気のあるfdcが、他の人よりもよい報酬を受けられないことを意味する。fdcsが自営業とみなされている限り、あ

るいはボランティアとさえ見なされている限り、彼女らは雇用者の持つ社会的諸手当の権利を持っていない。センターは高水準の援助を提供するかもしれないが、しかしfdcは例えば研修、スーパービジョン、受託すべき子どもなど、一連の要請に応じなければならない。

公立組織や民間組織に雇用されているfdcsは、その他の雇用者と同じ社会的諸手当の権利を有し、彼女らに代わって交渉してくれる労働組合に加入するかどうか選択できる。fdcsには病気休暇、有給休暇、産休の権利があり、その給料は年金を受ける資格がある。雇用主は誰かが退所した時は、新しい子どもを配属するある種の責任があり、そのようにして一定の収入を保障する。いくつかの国では、fdcsにはその支出に対して特別な非課税額が認められており、その雇用主から保険をかけられている。玩具図書館のようなものも用意され、遠足の際の特別補助金も提供されるだろう。その代わり、これらすべての諸手当故に、fdcは特異な子どもの受託を断れないにちがいない。彼女は雇用主と組合によって協定済の労働時間を受け入れねばならず、雇用主の目標や働き方に従わなければならない。

自由か安全かの議論のなかでは度々——誰が自由を得たり、安全を得たりするのか——という問い合わせが浮上した。fdcの自由は親にとっての不安定を意味するだろう。——またその逆もしかりである。

自営的fdcsを利用する親は、完全に市場の勢力関係に依存するサービスを買う人と見なされる。これは親とfdcsの間のバランスが需要供給の状況に依存することを意味する。もしもfdcsが過剰であれば親は好きなだけ選べるし、して欲しい世話に関する要求を並べる事だってできるだろう。もしもfdcsが足りなければ親は子どものケアのための差し迫ったニーズを解決するために殆どなんでも言われたとおりに受け入れざるを得ないだろう。そこにはfdcが果たして仕事に適切な人かどうかの保証は何もなく、もし親とfdcsの間に問題が起こっても、親にとって唯一の解決方法は子どもを引き離し、別の所を捜し始めることしかない。

完全に私的なシステムでは親はすべての費用を支払うのであり、その額はfdcとの交渉による。料金は需要と供給のバランスにしたがって、かなりばらつきがあるだろう。そのシステムは、充分教育を受け

た経験のあるfdcsにとっては他よりもより高い料金を要求できる可能性すら与えるだろう。当然のことには、低収入の親は質の高いfdcを利用できず、しかし他の親なら子どものためには望まないようなより不満足なfdcに子どもたちを任せねばならないという危険性がある。

何らかの規制がある国では、地方自治体はたいてい登録したfdcsにいくつかの条件を適用する。このことは親が提供されるケアに不満足なときには苦情をいえる機会を与えることになる。しかし究極的にはそれらもなお利用可能なケアの供給量とどれだけの額を支払えるかにかかっている。

センターに所属するfdcsや雇用されたfdcsを利用するには親に別の種類の安全を保障する。fdcsにはスーパーバイザーがいるだろうし、それは各々の子どもに相応しいfdcを引き合わせる手助けしてくれるだろう、そして望ましくはケアの質を保障してくれる。問題が起こっても子どもを引き離さずに事態を解決する援助を得られる可能性もある。

これらの種類のファミリー・デイ・ケアには普通なんらかの公的な補助金がある。親は収入に応じて支払い、一方ケアラーは協定済の率に従って、所属の組織や自治体から支払われる。これはすべての親に収入にかかわらず同じケアを得ることを可能にし、すべての子どもたちは良い水準のケアを受ける事を可能にする。他方、親は子どもたちのためにどのfdcに頼むかについてそれほどの影響力を行使できないだろうし、自治体からのいくつかの示唆を受けるだけとなるだろう。親により大きな影響力を与えることを率先して導入したのはデンマークである。つまり最近の法律によって組織化されたファミリー・デイ・ケア・システムには両親委員会の樹立が可能になったのである。

公立のfdcが社会福祉当局によって「困窮」と認定された家族にのみ利用可能なところでは、両親にはほとんど権利がない。もし、サービスが社会福祉措置として与えられるのであれば、親は自分たちを統制する方法の一つとして、いやほとんど脅威とすら感じるかも知れず、その結果fdcは当局の出先として親の生活を点検する者と見なされるかもしれない。」

### (3) ファミリー・デイ・ケアの専門職化——それは可能か？

第三の問題は「ファミリー・デイ・ケアの専門職化は可能か」である。わが国においても保育という仕事はなかなかその専門性が明確に認められない現実がある。「子どもを育てるのは親なら誰でもやっているではないか」という考え方は根強い。報告書は自分の子どもを育てる人と他人の子どもを育てるとは明確に異なると論じ、ファミリー・デイ・ケアについても専門職として確立する方法を提起している。

わが国にとっては職業訓練やスーパービジョンの必要性について報告から示唆を受ける点が多いと考える。とくに現状ではスーパービジョンは不充分であり、巡回指導等を担当するのは自治体の保育課職員が多く、保育現場の経験者でない場合は専ら管理的側面に限定され、スーパービジョンにはなっていないことが多い。保育園園長が巡回するところもあるが、家庭的保育従事者にとっては保育所と異なる面を理解してもらえない場合もあり、報告が指摘するようにファミリー・デイ・ケアの経験者でスーパービジョンのできる専門家が必要である。

その点では東京都葛飾区の家庭福祉員の会の活動は注目に値する。すなわち既に30年以上の経験豊かな先輩保育者を抱える会では、一応の目安として日々の保育のデイリー・プログラムを作成したり、<sup>註5)</sup>離乳食のレシピを提供したり等、保育内容の充実を自ら研究しながら会員に普及する活動や、新人に対しては先輩が親との対応で注意すべき点や事故への対応方法、保険の問題や税金の申告、書類の書き方等細かな点にまでアドバイスすることができる。まさに自助努力によるスーパービジョン的活動であるが、それらの活動を援助し、また各地の経験を交流しながら、ファミリー・デイ・ケアの質的向上を図ることができるのではないだろうか。報告が指摘するようにファミリー・デイ・ケアラーはキャリアの発展の機会に恵まれていないと言う特徴はわが国でもその通りである。産休明けからの乳児保育については保育所保育に勝るとも劣らない豊かな経験を持つ保育者を地域の子育てネットワークの貴重な人材として生かす方途を工夫出来ないものかとも考える。

次にこの部分を訳出する。

「多くの国ではfdcは自分自身を専門職と見なしているかどうかについての論争がある。ファミリー・デイ・ケアの仕事はセンター（保育施設）における仕事と同等かつ同価値と見なすことができるか、あるいは見なすべきか？」

反対の論拠は誰でもfdcになることができることである。つまり必要とされる資質の訓練や基準が特別要求されない。その他にプロのfdcは「純粹に母親的な感情」やその柔軟さのかなりの部分を失うだろうと論じる人々がいる。専門職化に賛成の論拠は、fdcsの果たす仕事の重要さを認識すること（チャイルド・ケアに関する委員会勧告は「幼児に関する仕事の重要性と社会的教育的価値」に言及している）、なんらかの最低基準設定が必要なこと、そしてfdcsの労働市場における社会的権利への要望を認知することを要求している。

ファミリー・デイ・ケアのために機能している組織や当局のほとんどは専門職化を主唱している。例えばイギリスの全国チャイルド・マインディング協会は「チャイルドマインディング——それは正当な職業!」という部分のある一括した職業訓練を制作した。フランスの社会問題省は「アシスタントおよびアシスタント・マテルネ——職業」と称する冊子を制作した。一方スウェーデンでは社会問題全国委員会が「Dagbarnvårdare（保育者）——それは仕事」と称する訓練冊子を編集した。従ってこの三か国はすべて、fdcになるのは職業であるという態度、そしてそれはあなた自身の子どもを世話するよりかなりのことを必要とする強調するためには、ほぼ理想的なタイトルを使用してきた。

当然のこと、ファミリー・デイ・ケアの専門職化は訓練と支援、そして適切な報酬と条件を要し、そのすべてには費用がかかる。すくなくともある見方からすれば、今日のヨーロッパのほとんどのfdcsの雇用の特徴である、貧困な労働条件、社会的諸手当の欠如、低い報酬を維持するのは大変便利かも知れない。このようにして女性の大群——ほとんどすべてのfdcs——が非常に安い費用で重要なサービスを社会に供給している。そこで問題は労働市場における平等な権利と子どもたちに関わる仕事に帰属する価値が重大な試練に立たされているということである。

子どもたちのためにファミリー・デイ・ケアを利

用する親と比べて、fdcsは非常に不平等な地位にある。ルクセンブルク出身のロバート・サイゼン（Robert Theisen）は問題をこのように記している。

『ファミリー・デイ・ケアラー達が社会保障システムに所属していないのは正しくないと思われる、というのは彼女たちはその仕事を通して、他の親たちが有給の疾病休暇、有給休暇、失業保障などのような社会的利益を伴う給料を稼ぐ事を可能にするからである。』（パーソナル・コミュニケーション）

fdcの仕事がどのように見なされようと、他人の子どもの世話をすることがあなた自身の子どもを世話することと非常に異なり、親と共に働くことはfdcsに多くのことを要求する。それ故職業訓練は非常に重要である。このことはほぼすべての国で認められるようになり、提供される訓練は増加している。しかしその期間や内容は非常に異なっている。訓練が強制的なところもあれば、それとは逆に訓練を欲するかどうかを決めるのは全くfdcsしだいであるその他のところもある。

職業訓練に関してはいくつか共通の問題がある。仕事を始める時のfdcsは非常に多様な経験を持っている。教育水準も異なり、学校で失敗した経験があれば、再び自分自身を学校に似ていると思えるような目に逢わすことには気乗りがしないfdcsもいるだろう。殆どすべてのfdcsには自分の子どももあるが、しかしながらには以前子ども関係の仕事、例えば保育施設や学校で働いていた人もいる。これらすべての点から訓練の適切な水準を決めることが困難になる。

fdcsは自宅で孤立して仕事をしているので、訓練コースのための適切な時間をとるのは常に困難である。昼間訓練を受けるにはfdcsの子どもたちの世話をしてくれる手立てをとる必要があり、訓練が長期間にわたって継続する場合は受講するのは非常に難しくなるだろう。そこでほぼfdcsの訓練は夕方に行われるが、しかしこれはまた非常に長い労働時間をこなすfdcsにとっては大変辛いことになるだろう。

ほとんどのfdcsの訓練コースにとっての問題はそれ以外のどんな仕事にも認めてもらえないことである。もしもfdcsが転職したいと思っても、例えば自宅の仕事から保育施設の仕事へという場合、その訓練はほとんど役立たない。多くの女性は自分の子どもたちの世話をしながら、若干の金銭を稼ぐために、

子どもが幼い間にfdcsの仕事を始める。少なくとも始めた時は多くのfdcsはファミリー・デイ・ケアを継続的な職業とは見なしていない——もしかすると、多数は仕事を続け、後には自分たちの仕事に対してもっと専門職としての見方をするようになるかも知れないとしても。訓練が他の職業から認めてもえないという事実は、もし強制でなければ、fdcsに訓練に従うことを躊躇させることになるだろう。

すべての人はその仕事についての評価を必要としており、問題があれば議論する必要がある。fdcsは自宅で孤立して仕事をしているので、良い仕事をするには他の筋からの支援や指導を必要としている。当然だが、この点では世話をしている子どもたちや親が重要である。もし子どもたちが幸せで親が満足していればfdcsは自分の仕事の質は良いと自信を持つことができる。しかしながら問題が起こった時は専門的な調整と指導を得ることが重要である。当たり前だが問題はすべての人に時々は起こるものである。前述のようにほとんどの国ではfdcsに対する何らかの統制、調整、あるいは指導監督をしている—指導監督や援助者たちの仕事の負担はかなり異なっているが。各々の指導監督や援助者が責任を持つfdcsの人数は、彼らが提供できる指導や援助の量やタイプがどのようなものかに当然影響するに違いない。ある国々では指導監督者はfdcsにグループで会うことが通常になっており、それは度々会うためである。これは接触を保つには非常に良い方法であるが、しかしまた、fdcsにとっては個別的な注目を得る機会が殆ど無いことをも意味する。

スウェーデンの研究によれば殆どのfdcsは両親との関係にかかる問題や子どもたちの抱える問題—いずれも他のfdcsが同席するグループでは指導者と論議するのは難しいに違いない—に対する援助を欲している。また研究は指導監督者にあまり会う機会の無いfdcsは指導の必要性もあまり感じないのでして、指導を受ける機会が多ければ要求も増すことを指摘している。言い方を変えれば、監督指導はfdcsにより多くの指導や援助の必要性に気づかせるということである！

ヨーロッパ諸国間の興味深い差異はファミリー・デイ・ケアの指導監督の教育である。北欧諸国では指導監督者たちは、ほぼ必ず幼稚園あるいは他の施設センターの子どもたちに関わる仕事をする養

成訓練を受けているか、あるいは別の子ども関連の基礎訓練を受けている。ドイツ、オーストリアおよびイギリスでは指導監督者は大抵熟練したソーシャル・ワーカーあるいは他の類似した社会福祉指向型の訓練を受けている。オーストリアではこれにfdcsの指導監督者として働くファミリー・セラピストが含まれる。ベルギー、フランス、ポルトガルでは指導監督者は、看護婦としての訓練を受け、保健関係の経験を持つことが度々である。

これらの差異はファミリー・デイ・ケアおよび子どもたちのニーズを捉える視野を明らかにする指標とみることもできよう。北欧諸国では指導監督者は子どもたちの発達に重点を置くのに対して、ソーシャル・ワーカーはより家族に指向した見方を持ち、看護婦は当然保健問題により大きな関心を持つだろう。

しかし最も驚くべきことは、これらの様々な経験には、ひとつとしてfdcsの指導監督に必要な知識すべてを提供できるものが無いことである。どの国においても指導監督や援助スタッフが実際にfdcsとして働いた経験を必要とするとは考えていないのである。このことは、fdcsはその仕事を直接経験したことのない専門家から指導監督や援助を受ける事を意味するのである！このような面でfdcsやその指導監督の職務はよく似ている一つまりどちらも実質的な職業訓練を受けていないのである。」

## 2. 結論と勧告

報告の最後は結論と勧告であるが、執筆者マーレネ・カールソンはこれを書くにあたって三つの原則を基底に置いたと述べている。子ども、両親、保育者の三者の権利が充分保障されるシステムとしてファミリー・デイ・ケアを発展させるために必要なことはなにかが結論と勧告の内容である。そして現在ではもっとも進んだシステムを樹立している国としてフィンランドの例を挙げている。次に結論と勧告の部分を訳出する。

「ファミリーデイケアはほとんどヨーロッパ全域に存在しているが、公的な介入のレベルは非常に異なっている。ファミリーデイケアをうける子どもたちの正確な人数は不明であり、両親が働いている間、誰が子どもたちのケアをしているかについて信頼で

きる統計がある国はほとんどない。ファミリーデイケアはもっとも一般的には三歳以下の子どもたちのために利用されるが、しかし放課後や幼稚園降園後のケアを受けているもっと年上の子どもたちも多い。

多くの国ではファミリーデイケアを利用している両親は自分たちの幼い子どもたちのためにどんなケアが必要かを選択する余地はほとんどない。というのは公的な援助のあるサービスは需要を充足したためしがないくらい稀にしかない。多くの両親は見つかった私的サービスに頼るしかなく、そのケアの質はひとえに彼らの支払い能力にかかっている。

fdcsの従業上の地位は自営業として完全に独立し何の規制にも従わない場合から、地方自治体や民間団体の雇用者となる場合まである。ほとんどの国ではfdcの労働条件は満足できるものではなく、報酬、労働条件、厚生福利、研修の機会、キャリア発展の機会に恵まれない。

私の結論と勧告の基底にあるのは次の三つの原則である。

- ① 子どもの良いケアを受ける権利
- ② 両親は自分たちの幼い子どもたちのためにどんなケアが必要かを決定する権利
- ③ 労働市場における平等な機会と仕事の重要性と価値の認知というファミリーデイケアラーの権利

#### 子どもの権利

すべての子どもは高い質の保育を受ける権利を有する。家庭内であろうと家庭外のセンター（施設）やfdcのケアであろうと。高い質のケアとは、子どもがそのケアをしてくれる人と永続的な関係を樹立できること、子どもに遊び仲間がいること、安全かつ安心できるケアを受けるための子どものニーズが満たされること、すべての子どもが性、人種、宗教にかかわりなく平等に待遇されることを意味する。

これらの必要条件はファミリー・デイ・ケアにおいても施設においてと同様に叶えられるだろう。全くのところファミリー・デイ・ケアか施設中心ケアかの議論は実に無意味である。両方の種類を提供されることは必要であり、願われているのであり、従って両者は質を高めることができるものである。 — それらはかなり性格が違い、提供する経験が異なるとしても。しかしながら重要なことはファミリー・デイ・ケアの確立はチャイルド・ケ

アのニーズを満たす安上がりな方法だからではなく、独自の伝統的な質を保持する貴重な選択肢だからである。

幼い子どもたちにとっては特に少数の世話をしてくれる人との親密な関係が重要である。ファミリー・デイ・ケアにはこれが可能である、つまり子どもは一日中ひとりの人から世話をされることがその特徴であるから。(しかしながらよく整備された体制においてはfdcsと子どもは他の大人や子どもらと定期的に出会う機会がある。)子どもたちのグループは本当に小規模であり、fdsが一人一人の子どもに個別的な配慮をしたり、子どもたちのグループの特別なニーズに合わせて柔軟に活動を調整できる。世話は個人の家庭で行われ、従って子どもたちに普通の日常的な生活に参加する機会を与え、同時に学習と遊びの素晴らしい機会を創造する。ファミリー・デイ・ケアの家庭は子どもの家庭のすぐ近くに位置する可能性があり、fdcは子どもとその家族を取り巻く社会的ネットワークの一部となることができる。

これらの特質、つまりファミリー・デイ・ケアにユニークな点を発展させるには当然のことだが、fdcsが自分自身を一時の「母親代わり」としてではなく、最も重要な仕事を行う専門家集団として自覚する事が必要である。

#### 両親の権利

親にとって子どもを他人の世話にまかせるのはいつもでも難しいことである。また、親が提供されるサービスの質を判断することも難しいに違いない。どんなサービスを欲しているか決めることができるには、親は地方自治体によるなんらかの保証を必要とする。

すべての親はその財政状況にかかわらず自分の子どもにどの種の世話をして欲しいかを選ぶ権利を持つべきである。親は自分で子どもの世話をしたいかどうか、施設中心型のケアかファミリー・デイ・ケアかを選択できる方がよい。また、親はどんなケアがおこなわれているかについての情報や調査に対する権利も持つべきであり、施設にしろファミリー・デイ・ケアにしろ、その子どもたちがどうしているかを議論したり、決めたりすることに積極的に参加する権利を持つべきである。(注:このような点では、児童福祉法改正により、わが国でもようやく保護者に対して市町村による情報提供の義務が規定さ

れた。)

### ケアラーの権利

他人の子どもたちに責任をもつのは自分の子ども世話をするよりもずっと重大なことである。誰でもがこの仕事に適しているとはいえない。というのはまさに自分の子どももまたま産んだに過ぎないからである。幼児にかかわる仕事に携わる人はだれでもその仕事を始める前に適当な訓練を受ける権利、絶えず現任訓練と援助を受ける権利を持つべきである。fdcsはまた、なんらかの特別の配慮を要する子どもの世話をするに際してはいつでも相談できる様々な専門家に連絡できる方途が必要である。

fdcsは幼い子どもたちを何千何万と世話する重要な仕事をしているのであって、それゆえに親たちは家庭の外で働けるのである。fdcsは当然だが、他の幼い子どもに関わるサービスに従事する他職種の労働者と同等に尊重されるべきである。かれらは良質な労働条件の権利と他の労働者が保持していると同じ社会的権利のすべて、つまり有給休暇、出産・育児休暇、病気休暇、年金の権利を持つべきである。

長期間働いてきたfdcsは貴重な経験を積んでいる。もしfdcsがなんらかの理由で仕事を辞める事を選択したとすれば、これを認めて、さらにその技術を磨く機会を与えないのは非常な損失である。fdcsはもし欲すれば別の職業に就く機会に恵まれ、他の仕事においてもその経験や訓練を認められるべきである。

### 勧告

ファミリー・デイ・ケアの高い質を保障するため以下の勧告を行う。

- (1) fdcは認定および登録の前に一定の資格条件に適合すべきである。例えば年齢、他人の子どもに関わった仕事の経験、訓練、平等な待遇の理解、他人と一緒に働く能力、健康、家庭環境、設備など。
- (2) 訓練はすべてのfdcsに必要とされるべきである。どのような種類のサービスであろうと、時には特別な場合の可能性も含めて、子どもたちに関わる仕事をしたいと欲するすべての人のための共通の基礎的な訓練を促進する可能性があるに違いない。当然、保育施設で働くにはより大きな子どもの集団を扱う技術が必要であり、それに対してファミリー・デイ・ケアの

場合はこのタイプのサービスの特徴的性格に相応しいなんらかの他の技術を必要とする。共通の基礎訓練があれば、労働者はある分野から他の分野へと容易に転職でき、認定済の基礎訓練にさらに訓練を重ねていくことができる。現任訓練もまた利用できるべきであり、仕事にとっての必要条件である。数年の経験のあるfdcsはその能力を実証して資格免許を得る事が出来るようにすべきである。

### (3) 定期的スーパービジョン

fdcsの定期的なスーパービジョンは、fdcが特別の訓練や他の助力を必要とする時はいつでも援助を与え、確認するために必要である。スーパーバイザーは特にこの仕事を目的とする訓練を受けるべきであり、この仕事やその特殊な困難を理解するには、なるべくfdcsとして働いた個人的経験があるとよい。つまりスーパーバイザーのためには基礎的訓練も現任訓練も両方とも、特別な訓練がなければならないのである。

(4) 個別の子どもたち、親、fdcsの状態は定期的に再検討されるべきである。というのは職業上の昇進の基礎のためおよび供給されるサービスの質を改善するために。

(5) 両親の影響力は幼い子どもたちのためのサービスを捗したり利用したりする過程のどの段階においても増大されるべきである。当然、異なるタイプの良いサービスが供給され、適切な財政援助をともなうことは、親が異なる選択肢を真の意味で選択できる機会を与えるには必須である。どんなタイプのサービスを欲しているかが決まっていれば、最終的決定権は親にあるが、親はかれらにぴったりでかれらの子どもたちに最善の場所を見つけるについて助力してもらう権利があるべきである。配属後も親は時にはさらに詳しい案内を必要とするかも知れず、これはいつでも利用可能でなければならない。親は日中、子どもたちに起こることについて実際の影響力を行使するべきであり、この影響力を確保するための方法、例えば組織化されたfdcs体制の両親委員会を樹立すべきである。

(6) 労働市場におけるfdcsの地位は彼らのしてい

る仕事の重要性と価値を反映するよう改善されるべきである。男も女も他の人々にとっての職業上の昇進や収入の改善の機会が、fdcsとして働いている女性たちの搾取の上に成り立つべきではない。幼い子どもを持つ他の労働者と同様に、fdcsも適切な報酬と労働条件(例えばその仕事の重要性と価値に相応しい)および通常の社会的権利を持つべきである。

以上の提案はチャイルド・ケアに関する委員会勧告の原則に従っている。実現できそうもない国々もあるが、目標として受け入れている国や達成途上の国もある。特にフィンランドはこれらの勧告に適合するファミリー・ディ・ケア・システムの樹立に向かって長い道程を経てきた国の例である。

フィンランドでは雇用されたfdcsは月給を支給される協定を持っている。この給与はまたすべての雇用者が享受する社会的権利を完全にカバーしている。病気休暇、出産・育児休暇、休暇はすべて有給で、保健サービスや年金もある。もし、fdcsが労働組合のメンバーであれば失業手当を得られる。加えて各々のfdcはその費用について非課税措置を受けられる。

fdcsの労働時間は二週間で90時間と決められている。親がもっと長い時間必要であればかれらは超過勤務手当を受け取る。揉め事を避けるためにfdc、親、スーパーバイザーは、すべての条件を明確に定めた契約を取り決める。

fdcは親と自分で交渉する自営業者になることができる。しかしすべての関係者にとっての安全装置として、自営業のfdcは、すべてのfdcsを監査し指導する義務を負う所属自治体に登録しなければならない。

両親にとっては事態は非常にはっきりしている。供給不足はありえず、したがって親は好みの種類を自由に選択できる。もし親が個人の自営業fdcを選べば、その費用を補助する「家庭養育」手当を貰うことになる。

フィンランドでは訓練と教育はfdcsを含むすべての人に非常に重要と見なされている。もともと250時間の基礎的訓練コースがすべての公務員fdcsの義務であった。しかし1993年以降、基礎的訓練コースはすべてのソーシャル・ワーカーと保健関係従事者が

利用できるが、現在多くのfdcsがそれに参加している。基礎的訓練は若い人々すなわち学卒直後でも利用でき、その場合は100週間継続する。また男女とも労働の経験者である年輩者の場合には、期間は本人の前歴による。

ほとんどの訓練はすべてのソーシャル・ワーカーと保健関係従事者に共通している。しかし最後の10-20週は、例えば幼い子どもたちに関わる職務のように専門的コースから成っている。専門的コースに参加するには、学生はその専門的技術についての異なる試験を通して資格ありと認められねばならない。

この訓練課程の背後にある主要な理論のひとつは知識は行動を通して示されるということである。学生はしたがって文書または口頭の発表とともに、普通の一あるいはほぼ普通の労働状況において評価され得る。すべての評価をパスすると学生は資格を獲得するが、それは大学あるいは高等学校でさらに勉強する基礎となりうる。

この訓練は、そのキャリアをさらに発展させたいと望むfdcsにとっては多くの新しい機会につながるだろう。fdcがさらに上級の教育を受けて他のfdcsのスーパーバイザーとして働く仕事に移動することを可能にする。それはまたファミリー・ディ・ケアの領域において子どもたちに関わる価値ある仕事の経験を維持する非常に有効な方法である。」

## おわりに

わが国においても家庭的保育制度は保育所の補完的な役割を担い、ときには保育所の範囲を超えるサービスを提供してきたにもかかわらず、自治体のなかに埋もれて、ほとんど世間に知られなかった。また、毎日受託した子どもを保育する多忙さと、家庭で孤立した仕事という特徴のために、長い間自らの問題に気づく機会や交流の機会もないままに過ごしてきたというのが現実である。数年前の東京都の答申をきっかけに、受託した子ども達の成長や親達からの感謝の言葉をひたすら生きがいとして、仕事に見合う報酬の問題や万一の時の保障や老後の問題などに目をつぶってきた家庭的保育制度の従事者たちが、自分たちの組織をつくり、自らを客観的に見る立場に立てるようになったのはつい最近である。わが国におけるファミリー・ディ・ケアを充実発展する方向として、EC保育ネットワークの報告書は多く

の示唆を与えてくれていると考える。

- 注 1) 福川須美「EC保育ネットワーク・レポート—ヨーロッパのファミリー・デイ・ケア—」『駒沢女子短期大学研究紀要』第30号、1頁～12頁、1997年
- 注 2) Family Day Care In Europe; EC Network on Childcare and Other Measures to Reconcile Employment and Family Responsibilities, 1995, p.54～p.68
- 注 3) 第140回国会衆議院厚生委員会議事録第27号  
(平成9年5月21日) より—『保育情報』  
第250号、17頁、全国保育団体連絡会、1997年  
12月
- 注 4) 綱野武博・尾木まり・伊志嶺美津子・鈴木真理子・朽尾勲・益満孝一・福川須美・山本真美「保育ネットワーク構築に関する研究III」  
『日本総合愛育研究所紀要』第33集、1997年
- 注 5) 葛飾区家庭福祉員の会「デイリー・プログラム—家庭福祉員の時間表—」1996年